

# 第 839 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 11 月 20 日開催

紫波町農業委員会



## 第 839 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 839 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 11 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 5 年 11 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 35 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
  - 日程第 1 議事録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条に係る許可処分の取消しについて
  - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
  - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
  - 日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

2 番	若 菜 千 穂 君	3 番	大 沼 仁 志 君
4 番	鈴 木 芳 勝 君	5 番	山 田 讓 君
6 番	佐 藤 武 士 君	7 番	菅 川 正 君
8 番	高 橋 伸 夫 君	9 番	横 沢 一 則 君
10 番	佐 藤 廣 志 君	11 番	工 藤 姫 子 君
12 番	岡 市 充 司 君		
- 5 欠席委員 (1 名)

1 番	蒲 生 庄 平 君
-----	-----------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤 根 あけみ 君
事務局次長	工 藤 信 吾 君
主任	横 沢 三重子 君
- 8 傍聴者 1 名

---

### ○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 839 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。  
次第に沿って進めさせていただきます。  
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さまご苦労様です。日に日に寒くなってまいりまして、車は冬用タイヤに交換する時期となってまいりました。いつものことですが委員の皆様、体調管理には十分ご注意願います。この間17日には、大谷翔平選手が満票で2回目のMVPを獲得しました。今年はWBCに始まり連日大谷選手をテレビ中継で見られて楽しく過ごすことができました。

先日、都南のキャラホールで開催されました岩手県農業委員会大会にご参加いただいた委員の皆様、大変ご苦労様でした。今年からはコロナによる制限が無く、例年通りの開催となりましたが、内容的には各功労者の表彰と岩手県農業委員会としての決議、そして記念公演とこれまでと同様に行われました。岩手県知事もご来賓として参加し、盛会に開催されました。当農業委員会からは私を含め4人が勤続15年以上に授与される永年勤続表彰を受けてまいりました。

また、この大会で承認されました要請文は、県と国に対して要請していくこととなります。今月の29日に行われる全国農業委員会代表者集会に合わせまして、これまで行われてきたように県選出国會議員に要請し、議員との懇談会も予定されています。

コロナが落ち着いてきたと思ったら今度はインフルエンザが3カ月も早く大流行しています。委員の皆様も引き続き健康に留意して、農業委員会活動に従事していただきたいと思ひます。それでは本日の総会審議よろしくお願ひします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。  
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、1番、蒲生庄平委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。  
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。  
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において9番 横沢一則委員、10番 佐藤廣志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が9件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 農地法第5条に係る許可処分の取消しについて

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の届出が7件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○主任（横沢三重子君）

ページ改めまして、報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

工藤事務局次長。

○次長（工藤信吾君）

議案5ページをご覧ください。報告第3号、農地法第5条に係る許可処分の取消しの届出が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。お手元に配布した農地法関係調査資料を併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、11月14日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、譲渡人は高齢で後継者がいないため規模縮小により、組田の農地を売り渡すものです。譲受人は、農機具はトラクターを所有し、作業委託をしながら耕作管理をしているため、農地の管理は問題がないと思われま

す。付議番号2番は、譲渡人は高齢で農業後継者がいないため農地を手放すものです。譲受人は大型機械を所有している認定農業者であり、大規模に農地を借り入れて農業経営を行っておりますが、今回は農地を取得することから、今後は地域の担い手として管理が適切にされることが期待されます。

しかし一方では、譲受人の農作業は、大型機械を使い農地整備を行うことが見込まれ、周辺農地や道路、住宅などへの影響等を考慮する必要があるという観点から、今後の管理については次の意見を付することが必要であるということになりました。

「1つ、農地の形状変更や盛土を行う場合は、事前に農業委員会に協議を行い、その際には計画書、図面等の提出、進捗状況がわかるよう完了報告などの関係書類を提出すること。2つ、地域全体での効率的な利用という観点から、今後策定される地域計画において、関係者との話し合いに参加すること。3つ、周辺農地との共同作業への協力や草刈りなどの作業を適切に行うこと。」このような内容を許可の付帯事項として、農地利用最適化推進委員による見守りを継続する。以上がこの件の審議の結果であります。

付議番号3番は、相続で農地を取得した譲渡人が非農家であることから、親戚に農地を譲渡するものです。譲受人は、菜園として利用しながら、宅地周辺の保全管理を行う予定ということでもあります。

付議番号4番と5番の譲受人は同一であり、4番、5番の譲渡人は耕作できないため依頼をしていたものですが、今までの耕作者が耕作できなくなったため、近隣の農地を耕作している譲受人が買受けるものです。譲受人は農機具一式を所有しており、耕

作管理は問題がないと思われます。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

9番。

○9番（横沢一則君）

議案第1号付議番号2番についてであります。この案件は土地の売買は農地法に則る限りで個人の自由です。しかし、この土地の現所有者からも同意の承諾を得て進めている長岡北部の農業基盤強化のための区画整理事業の対象エリア内に位置していることが問題です。

今年度より区画整理事業の第一関門である念願の県の調査事業が採択され実施されています。よって取得予定者もこの事業の経過、趣旨を理解し、この計画に参加することを望むものです。参加されない場合、このエリアの一体的事業及び経営ができなくなり、土地利用の不効率が生じます。

そこで提案ですが、売買の条件として現所有者より取得予定者に対し、区画整理事業に参加するよう付していただくことを農業委員会として要請することができないものかご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま横沢委員よりそのような要請があったわけですが、これに関し、事務局としての見解はいかがなものでしょうか。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

現段階では、買受者である■■さんが、区画整備事業に参加するかしないかの結論は出ていないと聞いております。事務局としては、地域調和の観点から今後も区画整理事業への参加を促していくつもりでおります。しかしながら現所有者から事業参加の説得をしていただくという考えを持っておりません。その点については、この場でご審議いただきたいと思ひます。

○議長（岡市充司君）

暫時休憩とし、この件について自由討議をしたいと思ひます。

休憩開始 午後1時45分

休憩終了 午後1時55分

○議長（岡市充司君）

休憩以前に戻し、審議を再開します。

○議長（岡市充司君）

他に質疑ございませんか。

7番委員。

○7番（菅川正君）

法的拘束力があるのか明確にさせていただきたいと思ひます。小委員会でも議論いたしました。総会の席で明確にしなければ議論がすすまない、たぶんないと思ひます。この議論もないことを前提に進んでいるものと解釈します。

○議長（岡市充司君）

はい、ありがとうございました。

○議長（岡市充司君）

他に質疑ございませんか。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

もう一つこの■■■さんに関して質問があります。

■■■さんは、長岡の常川地区の改良工事を行っております。当事者は、農業経営の改善を目的としているものと思いますが、地域住民からは工事状況に対し疑問視する声が上がっております。そこで、今後のためを考え地元住民からの誤解を招かない農地改良をするために、紫波町でも農地所有者及び耕作者に対する規程を設けるべきと思います。その規程の主なものとして提案させていただきます。まず、重要なものは次の5項目だと考えます。1、埋め立て及び盛土の土質が従前の耕作土と同等以上のものが用いられていること。2、盛土の高さ、掘削の深さを制限すること。3、隣接の所有者及び耕作者から承諾を得ること。4、埋め立ての種類が建設残土の場合は搬出先を明記すること。5、一事業あたりの対象面積を制限すること。以上紫波町の農業基盤として最も重要な農地を健全なものとして維持発展させるために、農地改良事業の厳格な規定が必要と考えます。

条例をつくるというのは大変なことだと思います。高齢化で農地を手放したい人が増えてきます。農地を改良して使いやすくするため建設残土を入れることを野放しにしておくとも今後このような問題がでてきます。農地を守るためにこのような規定が必要だと思います。先行事例を参考にぜひ進めてほしいと思います。

○議長（岡市充司君）

工藤次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

ただ今のご意見について、回答にはなりません、現状をお知らせしたいと思えます。

町には農地転用を伴わない用途変更という要綱がございます。盛土するとか掘削するとか搬出先については記載されており、その要綱によって届け出るようになっていきます。ただし何センチとか細かい規定が無いので、その中で規制を設けるのか検討していく必要はあると思います。また、周辺の承諾に関しては、すべて確認できればいいのですが、現地調査を農業委員、推進委員に立ち会ってもらい周辺への影響を確認しています。面積の規定はありませんが、他市町村の例や盛土法の規定から検討していけるものと思います。

○議長（岡市充司君）

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

現地調査はどのように行われるのですか。

○議長（岡市充司君）

工藤次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

これまで、毎月行っている転用許可調査の場合もありますし、年に何回か全員で、公用バスに乗って行うものもございます。また、地域ごとに地域推進班で行っていたくものもございます。その時に現場で判断つくかどうかわかりませんが、そのよう

に進めております。

○議長（岡市充司君）

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

しっかりと現地確認をお願いします。

○議長（岡市充司君）

7 番委員。

○7 番（菅川正君）

このような問題が発生した時に、農業委員会が相談できる上部機関はありますか。

○議長（岡市充司君）

事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

農地法に照らしたものであれば、岩手県農業会議に相談できると思います。今回は、町の要綱により判断しておりますが、この要綱の範囲を超える大掛かりな工事は受け付けられません。農業委員会で受け付けた計画書や図面と実際の工事において大幅に違いが生じたときには、私どもの審査基準で判断できないので岩手県農業会議などに相談することになります。

○議長（岡市充司君）

補足になりますが、私たちの総会で審議したものでも、ある一定以上の面積を超えるものについては、月 1 回開催される岩手県農業会議常設審議委員会というもので審査することになっています。私もメンバーになっております。

本来であれば、各市町村の農業委員会で許可したものであっても、別な規定があつて、一定規模以上の面積の転用などは、その常設審議委員会で審議しています。そこには農業委員会だけでなく振興局や農協中央会、土地改良区など関係団体が参加しています。

○議長（岡市充司君）

それでは、議事を進めさせていただきます。

他に質問ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 8 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、11 月 14 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。同意の上は 11 月 24 日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、新規 10 件、更新 1 件の審議であります。

付議番号 1 番から 3 番は■■さんが利用権の設定を受ける案件です。付議番号 1 番から 3 番までの農地所有者が、労力不足のため、近隣農地を耕作している■■さんに依頼したものです。■■さんは、農機具一式を所有し、自己完結型の耕作をしているため耕作管理には問題がないと思われま

す。付議番号 4 番は、農地所有者が高齢となり耕作ができなくなったため、今まで一部作業受託をうけていた■■さんに耕作を依頼したものです。利用権の設定を受ける■■さんは自己完結型の耕作をしており、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 5 番と 6 番は株式会社■■■■■が利用権の設定を受ける案件です。利用権を設定する 5 番の■■さんが 6 番の■■■さんの農地を耕作していましたが、■■■さんが耕作できなくなったため、株式会社■■■■■に依頼するものです。■■■■■は地域の担い手となる法人であるため耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 8 番は、高齢となり農業を廃業することにしたため、■■さんに耕作を依頼するものです。■■さんは農機具一式を所有し、繁忙期には雇用しながら受託をしている農家であるため、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 9 は、農地所有者が高齢で耕作ができなくなったため、同地域の■■さんに耕作を依頼したものです。■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 10 番は、利用権の設定を受ける■■■■■■■が花卉栽培に利用するために借受けをするものです。■■■■■■■は、地域の担い手となる認定農業者であり、耕作管理には問題がないと思われま

す。付議番号 11 番は、利用権の設定をする岩手県農業公社から一時貸付事業を利用して 3 年間借受けていた農地であります。借受人である■■■さんから 1 年延長の申し出を受けて、契約を更新するものです。10 年計画で農地を再生するものであり、今後も継続して計画を遂行することを期待するものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認めら

れ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案12ページをお開きください。併せて調査資料11ページ以降に位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について2件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、11月24日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、譲渡人が耕作できなくなったため、親戚に譲り渡すものです。譲受人の■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号2番は、議案第1号の付議番号2番と同一の理由により、売買となるものですが、農業振興地域内にある農地であることから、農業経営基盤促進法に基づき、売買を行うものであります。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第4号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案書は14ページをご覧ください。また、別添調査資料は14ページからになります。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、11月14日に現地調査を実施しております。説明は以上となります。当該証明書の可否の決定につきまして本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

6番委員。

○6番（佐藤武士君）

それでは現地調査をしてまいりましたので報告をいたします。11月14日、野村推進委員、作山推進委員、私と事務局工藤次長で確認してまいりました。この場所は以前、宅地部分が畑であったことから用途変更の申請がありました。以前から空き家になっておりましたが、なんとか活用したいということで■■■■さんが引き受けたというもので、場所的には県道128号線、彦部地区から佐比内に入ってすぐのところまで交通の便がよいところがございます。■■さんは彦部地区に住んでおりますが、もうこの場所には戻らないということです。転用しても周辺農地に影響は無いものと見てまいりました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第839回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員